

農商務卿

將亦本願ニ附帶セシ方法書中耕地買入直段之義ハ時價  
相当ニ有之候間前日ノ御指令ニ依リ相当ノ資本金御貸  
典相成候様致度此段相伺候也

明治十八年六月二日 兵庫縣令内海忠勝

農商務卿伯爵西郷從道殿

和

農乙四五号

明治十九年四月十二日 内閣書記官

内閣總理大臣 内閣書記官長

農商務大臣報告兵庫縣下田三田林田山崎藩  
卒及旧徳島藩福田九郎兵衛家来等家祿  
處分ニ胚胎シ勸業資金拝借願出ニ付前  
例ヲ参酌シ合金壹萬。六百七拾圓無利子  
明治廿五年六月迄据置向十ヶ年賦返納ノ  
定ヲ以テ十九年度士族勸業資本金甲部、  
内ヨリ貸下ノ件

六

右高覧ニ供ス

秘資第

之

号、内

兵庫縣下田三田外藩卒勸業資本金貸下ノ件

大金三千百五拾四

但田三田藩卒安田健藏以下百五名、彦戸金三拾四、割合

一金貳千四百六拾四

但田林田藩卒藤井九郎右衛門以下百貳拾三名、彦戸金貳拾四、割合

一金千五百貳拾四

但田山崎藩前野真門以下七拾六名、彦戸金貳拾四、割合

一金三千五百四拾四

但田徳島藩箱田九郎兵衛家米柿原ト以下百七拾七

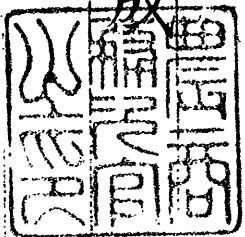
名、金、戸、金、式、於、田、ノ、割、合

右家祿ノ處分ニ賜胎シ頭書ノ通勸業資金貸  
與之義請願ス其身公事歴ハ本年三月廿四日報  
告スル所ノ別紙大藏省審査書ニ詳ナリ其事  
業ハ旧三田藩安田健藏以下百五名旧林田藩藤井  
九郎右衛門以下百廿三名及旧山崎藩前野真門  
以下七於六名ハ各耕作ニ従事シ旧徳島藩稻  
田九郎兵衛家来柿原コト以下百七於七名ハ公  
債証書ヲ購入シ三ヶ年間殖利シ其利子ヲ  
以テ紙漉事業ニ従事ノ目途ナリ查スルニ其  
方法タル敢テ不都合無之依テ是迄ノ類例  
ヲ酌量シ合計金壹万六千七百七拾圓ハ十九年  
度士族勸業資本金甲部ノ内ヲ以テ貸下

ケ其當月ヨリ明治廿五年六月迄据置同  
年七月ヨリ向テ於ケ年賦毎年五月限リ  
無利子返納ノ定メヲ以テ貸與ス但シ何レ  
モ魚資ノモノニシテ相當ノ抵當無之ニヨリ貸  
與金ヲ以テ購入ノ物件漸次可差出旨申出  
事情無已相聞之ヲ許可ス而シテ旧三田藩田  
口得二以下三名ハ目今自治ノ途ニ就キ當初ノ  
出願人負ヨリ除名之義申出タルニヨリ之ヲ削  
除ス右内務大藏兩大臣協議ノ上別紙寫ノ  
通指令ス依テ申牒書寫相添報告ス

明治十九年四月九日

農商務次官吉田清成



内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

農商務省

指令案 甲乙号

書面伺之趣聞届川三田藩安田健藏以下百五名  
（金三千百五拾圓）林田藩藤井九郎右衛門  
以下百貳拾三名、金貳千四百六拾圓（乙千五百  
貳拾圓）可貸下後條左ノ通相心得金負受  
取方更ニ可申出事

十九年四月廿

農商務次官

一該金負ハ貸下ノ月ヨリ明治廿五年六月迄据  
置同年七月ヨリ向フ於ケ年賦毎年五月  
限リ無利子返納ノ定ヲ以テ返納可致事  
二抵當品之義ハ貸下金ヲ以テ漸次購入次第  
地券ヲ徴シ屹度取締相立品目字可差出  
事

農商務省

而

農務次官

甲子

之義何

農務省

以之耕地、價格、次第、頻年、  
 水田、旱田、災害、預り、頗、被、弊、ツ、方、に、促、ス、小、民、  
 等、に、殊、更、害、迫、リ、極、ノ、自、然、農、業、上、に、惜、多、リ、生、  
 シ、タ、ル、狀、態、に、有、リ、其、故、に、當、今、賣、買、ノ、時、價、ヲ、  
 以、テ、定、度、ヲ、力、加、シ、テ、別、冊、陳、列、ス、以、テ、通、地、價、ノ、  
 半、額、に、滿、タ、ル、ニ、モ、方、ノ、本、額、に、比、シ、テ、之、ヲ、云、ハ、  
 實、に、一、半、而、得、ト、モ、互、に、同、額、に、ツ、名、可、ト、モ、前、  
 方、指、入、シ、金、額、主、ト、シ、賣、買、ヲ、生、ル、條、件、に、比、シ、  
 同、也、

付、申、口、に、同、額、半、額、且、得、ニ、外、以、テ、別、冊、上、申、書、之、  
 通、地、ノ、生、活、ノ、目、途、可、知、互、に、通、ニ、自、然、農、業、ノ、條、件、  
 三、新、に、出、現、ス、ル、趣、申、出、金、ノ、屬、志、に、出、ル、狀、  
 況、に、其、間、是、亦、ハ、允、許、可、知、條、件、に、比、シ、テ、同、也、

明治十八年九月廿四日

大臣 陸奥宗光

農商務省 農務局長 西郷從道



[illegible]

海人全由海王

紫高臨印少府卿行函所

刊記

一、金、木、土、水、火、風、日、月、星、辰、

山崎爲平士族六人其  
半以和同ノ族ヲ爲ス



拿千四百沙粒用

考名姓五甲

年百四

安永五年五月

丙子

明治二十五年、明治二十六年、明治二十七年、明治二十八年、明治二十九年、明治三十年、明治三十一年、明治三十二年、明治三十三年、明治三十四年、明治三十五年、明治三十六年、明治三十七年、明治三十八年、明治三十九年、明治四十年、明治四十一年、明治四十二年、明治四十三年、明治四十四年、明治四十五年、明治四十六年、明治四十七年、明治四十八年、明治四十九年、明治五十年、明治五十一年、明治五十二年、明治五十三年、明治五十四年、明治五十五年、明治五十六年、明治五十七年、明治五十八年、明治五十九年、明治六十年、明治六十一年、明治六十二年、明治六十三年、明治六十四年、明治六十五年、明治六十六年、明治六十七年、明治六十八年、明治六十九年、明治七十年、明治七十一年、明治七十二年、明治七十三年、明治七十四年、明治七十五年、明治七十六年、明治七十七年、明治七十八年、明治七十九年、明治八十年、明治八十一年、明治八十二年、明治八十三年、明治八十四年、明治八十五年、明治八十六年、明治八十七年、明治八十八年、明治八十九年、明治九十年、明治九十一年、明治九十二年、明治九十三年、明治九十四年、明治九十五年、明治九十六年、明治九十七年、明治九十八年、明治九十九年、明治一千年。

う努力に頼りて事業せしむべきに即ち注意を以て得る事  
 年ノ初、高次事務、漸く傾向に際して、資本の増大、  
 事業一途に投じしむるに即ち、利の増大、  
 事業の起し、利の増大、  
 定細りおせし、  
 公債額面、  
 利の増大、  
 低額事業、  
 製紙、  
 又自、  
 来、  
 指、

日野町

明治三十八年八月

多摩川

東京府

農商務省

農乙五五号

明治十九年五月七日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

農商務大臣報告士族勸業資本金内部  
不足額補填ノ件  
右高覧ニ供ス